

高知県立県民体育館基本計画策定委託業務
プロポーザル審査要領

高知県立県民体育館基本計画策定委託業務に関するプロポーザルの審査に関する事項を次に定めます。

1 審査の対象となる事業者

審査は、次の各号をすべて満たす事業者を対象に行います。

- (1) 別途定める「高知県立県民体育館基本計画策定委託業務プロポーザル募集要領」(以下「募集要領」という。)に規定する資格要件を満たす参加者
- (2) 募集要領に規定する期限内に、必要な書類のすべてを提出した参加者
- (3) 募集要領により、適正に書類を作成した参加者

2 審査の項目及び点数

総合点数は委員一人あたり130点とし、審査項目と審査項目ごとの配点は次のとおりです。

(1) 企画提案	(100点)
(2) 見積金額	(5点)
(3) 業務実績	(5点)
(4) 地理的条件	(10点)
(5) 総合評価	(10点)

3 審査委員会

参加者から提出された企画提案書に基づきプレゼンテーションを行う審査委員会を開催します。

(1) 日時、場所

令和7年5月 16 日(金)午前9時～午後5時(予定)

場所 高知市総合体育館 2階 第2・第3会議室

(2) プレゼンテーション

- ① プレゼンテーションの時間は1者 30 分とします。
- ② 順番は別途お知らせします。
- ③ 各社のプレゼンテーション終了後、審査委員からの質疑の時間を設けます。

4 審査の方法

- (1) 審査委員会では、提出された企画提案書と、審査委員会におけるプレゼンテーションに対する審査を行います。
- (2) 各審査委員は、プレゼンテーションと質疑の終了後、別途定める「審査基準」に基づいて審査を行います。
- (3) すべての参加者の審査が終了したときには、各審査委員の審査結果を集計後、候補者と次点者を決定します。

- (4) 審査の結果、最高点の者が同点で2人以上ある場合は、経費見積が安価な者から順に候補者と次点者を選定します。
- (5) 上記(3)、(4)に関わらず、総合得点が委員数×130点の6割未満の場合は、候補者又は次点者として選定しません。

審査基準

審査の項目		審査の視点	配点
(1) 企画提案書	業務全体の実施方針	・本業務の目的、内容を理解し、業務に取り込む方針や考え方が具体的かつ的確であるか。	15
	施設整備計画	・建替地での想定される災害に対して、専門的な知見をもって、アリーナ機能と防災機能を両立できる具体的な検討方法であるか。 ・県民の日常的な「する」スポーツを確保するための具体的な検討がされているか。 ・ニーズ調査を含め、国内での本県の位置を踏まえ、文化的活動を含め、県外からの誘客促進の視点を施設面に反映する具体性があるか。 ・施設の集約化に関して具体的な検討がされているか。	30
	経済的・社会的効果	・適切な方法で推計し、専門的な知見を生かした分析手法の検討ができているか。 ・そのための十分な業務遂行力を有しているか。	15
	概算事業費算定と事業手法及び管理運営手法	・算定手法や方法が社会情勢を踏まえた適切なものとなっているか。 ・施設建設や管理運営の検討方針が適切か。 ・事業手法及び管理手法について、現実的かつ効率的・効果的な検討がなされているか。 ・選択した手法が、本県にどのような効果をもたらすかについて、具体的なプロセスが示されているか。	30
	実施体制とスケジュール	・業務の実施体制や進め方、工程は効率的で実現性があるか。	10
(2) 見積金額		・見積金額が妥当かつ安価であるか。	5
(3) 業務実績		・過去 10 年間に体育館施設又は公共スポーツ施設の基本計画策定に関する業務を元請けとして受注実績があること。	5

(4) 地理的条件	・高知県内に主たる営業拠点がある	10
	・高知県内に従たる営業拠点がある	5
	・高知県内に営業拠点がない	0
(5) 総合評価	・企画提案書全般について、業務内容を十分理解した内容であり、積極的に取り組む姿勢がうかがえるか。	10